

第4次おおいた 男女共同参画推進プラン



令和4(2022)年3月

大分市



男女が等しく幸福になれるように

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成11（1999）年に「おおいた男女共同参画推進プラン」を策定し、「大分市男女共同参画センター」（愛称：たびねす）を拠点に様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、我が国では、本格的な人口減少社会が到来し、家族のあり方をはじめ、就労形態、価値観の多様化など、ライフスタイルは大きく変化しております。一方、男女の性別による固定的な役割分担意識に基づく社会慣習は根強く残っており、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会の実現や配偶者等からの暴力の根絶など課題の解決はますます重要となっています。

また、近年頻発・激甚化する豪雨災害などの自然災害に備え、防災の分野においても男女の違いへの配慮や女性の参画促進など、男女共同参画の視点を踏まえた対応が求められています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、市民の皆様からご意見をいただきながら、このたび「第4次おおいた男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。

今後は、本プランに基づき、市民、地域、事業者、関係団体などの皆様と連携して、男女が等しく幸福になれるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プラン策定にあたり、ご審議いただきました大分市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査、パブリックコメントなど貴重なご意見をいただきました市民の皆様から心から感謝を申し上げます。

令和4（2022）年3月

大分市長 佐藤 樹一郎

目次

計画（プラン）の策定にあたって	4
プランの重点課題	6
プランの体系	7
基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	8
施策の方向 1 男女平等意識の啓発	
施策（1）固定的性別役割分担意識を解消するための啓発活動	
（2）人権尊重への理解を深める	
施策の方向 2 教育・学習の充実	
施策（3）男女共同参画意識を育てる教育・学習の充実	
基本目標 II あらゆる分野における男女の活躍	13
（大分市女性活躍推進計画）	
施策の方向 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
施策（4）市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
（5）地域等における男女共同参画の推進	
（6）防災分野における男女共同参画の推進	
施策の方向 4 雇用の分野における女性の活躍の推進	
（7）働く場における男女平等の推進	
（8）女性の就労や能力開発の支援	
施策の方向 5 仕事と家庭の両立支援の推進	
（9）ワーク・ライフ・バランスの推進	
（10）男性の家事・育児・介護等への参画の推進	

基本目標 Ⅲ 男女が安心できる生活の確保	22
施策の方向 6 安心・安全な生活の確保	
施策 (11) 性暴力の防止	
(12) 妊娠・出産期における女性の健康支援	
(13) 心と体の健康支援	
(14) 女性の貧困等への対策	
基本目標 Ⅳ 配偶者等からの暴力の根絶	26
(大分市DV対策基本計画)	
施策の方向 7 DVを防止するための啓発の推進	
施策 (15) DV防止のための啓発の推進	
施策の方向 8 DV被害者の相談体制の充実と自立支援促進	
施策 (16) 相談窓口の周知、整備と相談員の資質向上	
(17) 支援体制の充実	
(18) 被害者の自立支援	
(19) 子どもに関する支援	
施策の方向 9 DV対策の推進体制の充実	
(20) 庁内の連携体制の充実	
(21) 関係機関・民間団体との連携の強化	
推進体制	34
資料	37
1 指標・目標値一覧	
2 関係法令	
3 男女共同参画関連用語	



計画（プラン）の策定にあたって



計画策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会基本法（平成11年制定）」において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

本市におきましては、現行の「第3次おおいた男女共同参画推進プラン」（以下「第3次プラン」という。）に基づいて、男女共同参画センター（愛称：たぴねす）を中心に様々な啓発活動をはじめ、重大な人権侵害であるDVの防止や被害者支援、家庭と仕事の両立支援など、女性も男性も健やかでいきいきと意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

しかしながら、「男性だから・・・、女性だから・・・」といった性別による固定的な役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見、思い込み）による社会慣習・制度が根強く残っている状況にあり、今後はより一層、男女共同参画社会の実現に向けた取組の充実が求められます。

このたび「第3次プラン」の計画期間が令和3（2021）年度末で満了することから、男女がともに家庭や職場、地域などのあらゆる分野において活躍できる環境や女性が抱える困難など社会情勢の変化に対応するため、「第3次プラン」を継承しながら「第4次おおいた男女共同参画推進プラン（以下「第4次プラン」という。）」を策定しました。

計画の位置づけ

	根 拠
大分市男女共同参画基本計画	大分市男女共同参画推進条例第12条 （男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」）
大分市女性活躍推進計画	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」）第6条第2項
大分市DV対策基本計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「配偶者暴力防止法」）第2条の3第3項

◎上記を一体のものとして「第4次おおいた男女共同参画推進プラン」を策定しています。

計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

基本理念

「大分市男女共同参画推進条例」に規定する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

▶男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

▶社会における制度または慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。

▶男女による政策・方針の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

▶家庭生活における活動と職場等における活動との両立

男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。

▶国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。



プランの重点課題



男女共同参画社会に向けた意識づくり

- ▶ 男女共同参画社会を実現するには「固定的性別役割分担意識」「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」を解消することが重要であり、引き続き男女平等意識の醸成に向けた啓発の強化が必要です。
- ▶ 世界各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数で、日本は2021年に156か国中120位と、男女格差の大きな国となっていることや、2015年に国連サミットで採択されたSDGsの目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げていることから、グローバルな視点で男女共同参画社会について考える必要があります。

あらゆる分野における男女の活躍

- ▶ 暮らしやすい社会の実現のために、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画する必要があります。
- ▶ 頻発する災害に備えて、平常時からの男女平等・多様性への配慮が必要です。
- ▶ 男女がともに家事・育児・介護・地域活動へ参画することへの理解を深めることが重要です。

男女が安心できる生活の確保

- ▶ 男女の身体的性差の理解を深めて、お互いの人権を尊重することが重要です。
- ▶ 男女がともに心身の健康に留意する意識啓発、女性の困りごとや女性の貧困等に対する理解や支援が重要です。

配偶者等からの暴力の根絶

- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響として、女性のパート・非正規雇用による収入減や解雇、DV被害の増加など、女性が社会的弱者になりやすいことで生じる問題があらためて顕在化しています。

推進体制

- ▶ 男女共同参画センター（たぴねす）では、プランの進行管理、各種施策の推進など、総合的な企画・調整機能の強化を図ります。
- ▶ 男女平等に関する社会的関心が高まってきている状況のもと、男女共同参画の視点に立った市政の推進に取り組むことが重要です。

プランの体系

基本目標	施策の方向	施策
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 男女平等意識の啓発 2 教育・学習の充実	(1) 固定的性別役割分担意識を解消するための啓発活動 (2) 人権尊重への理解を深める (3) 男女共同参画意識を育てる教育・学習の充実
II あらゆる分野における男女の活躍 (大分市女性活躍推進計画)	3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 4 雇用の分野における女性の活躍の推進 5 仕事と家庭の両立支援の推進	(4) 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (5) 地域等における男女共同参画の推進 (6) 防災分野における男女共同参画の推進 (7) 働く場における男女平等の推進 (8) 女性の就労や能力開発の支援 (9) ワーク・ライフ・バランスの推進 (10) 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
III 男女が安心できる生活の確保	6 安心・安全な生活の確保	(11) 性暴力の防止 (12) 妊娠・出産期における女性の健康支援 (13) 心と体の健康支援 (14) 女性の貧困等への対策
IV 配偶者等からの暴力の根絶 (大分市DV対策基本計画)	7 DVを防止するための啓発の推進 8 DV被害者の相談体制の充実と自立支援促進 9 DV対策の推進体制の充実	(15) DV防止のための啓発の推進 (16) 相談窓口の周知、整備と相談員の資質向上 (17) 支援体制の充実 (18) 被害者の自立支援 (19) 子どもに関する支援 (20) 庁内の連携体制の充実 (21) 関係機関・民間団体との連携の強化
推進体制	○拠点施設「男女共同参画センター（たぴねす）」の機能強化 ○市職員が率先して男女共同参画の視点に立った市政の推進に努める	

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

現状と課題

令和2（2020）年11月実施の「男女共同参画に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）」において「男は仕事、女は家庭」、「男だから・・・、女だから・・・」といった性別によって役割を固定した考えについてどう思いますか」との質問に対しては「反対」が多く、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えている人は平成28（2016）年に実施した前回調査と比較して10.6ポイント減少し9.1%で、固定的な性別役割分担意識の解消は進んできているようです。しかしながら、「社会全体で男女の意識や地位は平等になっていますか」との質問に対して「平等」と答えている人は5.7ポイント減少し14.2%となっており、現実の社会ではまだまだ男女平等とは言えない状況です。

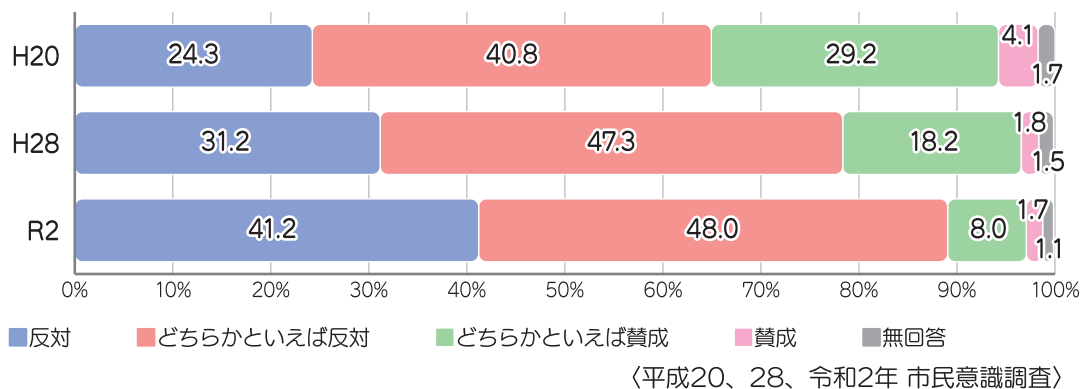
家庭・地域・職場において「男性だから、女性だから」「男性は仕事、女性は家庭」「女性は補助的仕事」という固定的性別役割分担意識が要因で、その人の能力・個性が十分に発揮できず、生きづらいつとを感じる社会は、男女が社会の対等な構成員であり、人権が尊重された社会とは言えません。

男女共同参画社会の実現には、「固定的性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」の解消などの意識改革が必要不可欠であり、そのための周知・啓発活動を展開していく必要があります。

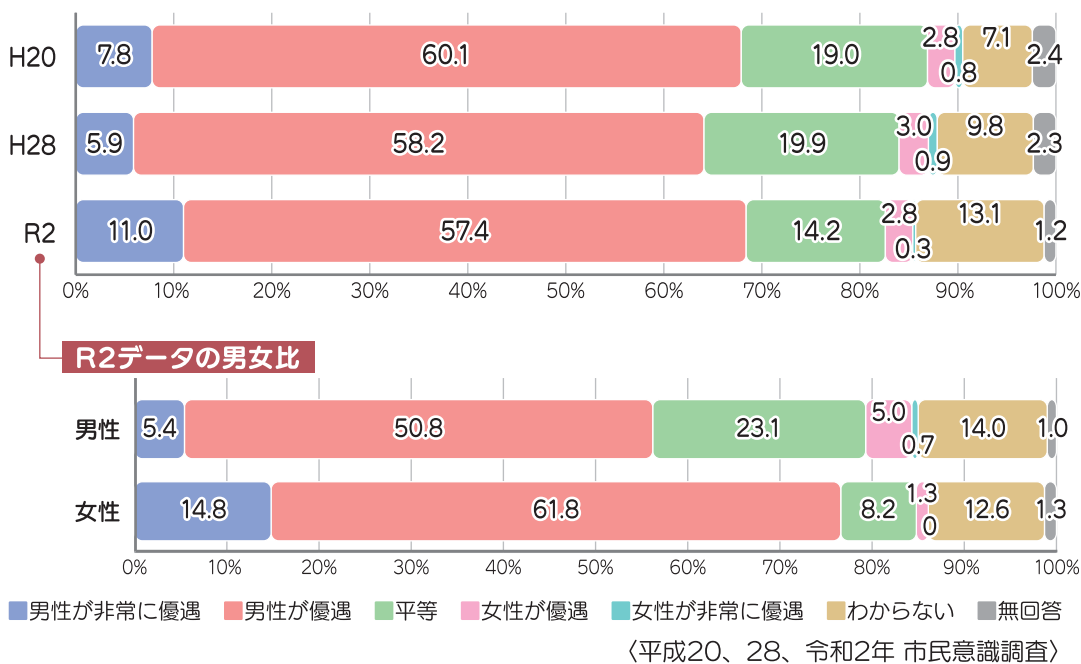
また、人権尊重への理解を深めるため、外国人・高齢者・障がい者・性的少数者などへの差別や偏見の解消に向けた取組、ハラスメントやいじめをなくすための啓発活動も必要です。

さらには、男女平等意識を育てるため、教育・学習の充実が必要です。また、国際社会における様々な取組の情報を提供し、グローバルな視点で男女共同参画社会について考えていく必要があります。

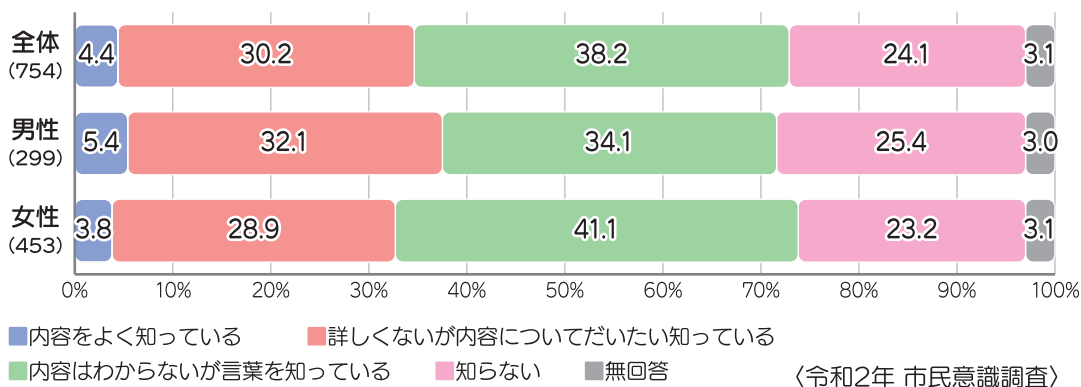
▶ 固定的な役割分担意識について ～男だから、女だから～（推移）



▶ 社会全体での男女の意識や地位の平等感（推移）



▶ 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



施策の方向 1 男女平等意識の啓発

施策(1) 固定的性別役割分担意識を解消するための啓発活動

番号	主な取組	担当課等
1	市の広報媒体、情報誌「Demain」、SNS等を活用して、男女平等意識の啓発を行います。	男女共同参画センター
2	市の施策に対し、男女平等の視点から改善を求める申出及び権利侵害などの救済の申出制度について周知していきます。	男女共同参画センター
3	市職員を対象に、男女共同参画をテーマにした「さんかく通信」で男女平等意識の啓発を行います。	男女共同参画センター
4	市職員を対象に、男女共同参画をテーマにした研修を行います。	職員厚生課

施策(2) 人権尊重への理解を深める

番号	主な取組	担当課等
5	「大分市人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権尊重の意識啓発を行います。	人権・同和対策課
6	外国人、高齢者、障がい者、性的少数者等への差別や偏見の解消に向けた啓発や支援を推進します。	国際課 市民協働推進課 人権・同和対策課 障害福祉課 長寿福祉課 人権・同和教育課 社会教育課 体育保健課 男女共同参画センター
7	いじめ防止基本方針に基づき、いじめを生まない学級、学校づくりを推進します。(再掲：「男女共同参画意識を育てる教育・学習の充実」番号16)	学校教育課
8	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等は人権侵害であるという認識の浸透を図るため、学習機会の提供や意識啓発を行います。	男女共同参画センター
9	市職員を対象にセクシュアル・ハラスメント等の相談や研修を実施します。	人事課 職員厚生課



性的少数者についての
職員用啓発資料
「性のあり方について考える」
第1版を作成しました。



指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
社会全体で男女の意識や地位が平等になっていると思う人の割合	14.2% (R2(2020)年度)	50%
男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	72.8% (R2(2020)年度)	100%
固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	89.2% (R2(2020)年度)	100%



トピックス

男女共同参画週間：「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日にちなんだ一週間
6月23日～29日

本市では、取組強化期間として街頭キャンペーンや記念講演会を実施しています。



R3(2021)記念講演会



R3(2021)街頭キャンペーン



施策の方向 2 教育・学習の充実

施策(3) 男女共同参画意識を育てる教育・学習の充実

番号	主な取組	担当課等
10	講演会や暮らしの中の人権講座で、女性の人権に関する学習の機会を提供します。	市民協働推進課 社会教育課 人権・同和教育課
11	男女共生セミナー、講演会等により、男女共同参画についての学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
12	ジェンダー・ギャップ指数（GGI）等、国際的な男女共同参画に関する情報の提供や啓発を行います。	男女共同参画センター
13	青少年の健全育成に関する情報提供を行うとともに、地域の社会環境の把握や有害図書等の排除など環境の浄化に努めます。	社会教育課
14	学校の教育活動全体を通じて、男女平等意識を育てていきます。	学校教育課
15	一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進します。	学校教育課
16	いじめ防止基本方針に基づき、いじめを生まない学級、学校づくりを推進します。（再掲：「人権尊重への理解を深める」番号7）	学校教育課

※キャリア教育とは、将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に、自立した社会人・職業人として、柔軟かつたくましく対応していく能力や態度を育成することをねらいとした教育です。

指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小学校80.4% 中学校69.0% (R3(2021)年度)	小学校90% 中学校80%



親子で遊びながら「男女共同参画」について学んでもらうイベントをたくさん企画しています。



R3(2021)「子どもの日フェスタ」



R3(2021)「夏休みこども工作教室」

基本目標 II あらゆる分野における男女の活躍(大分市女性活躍推進計画)

現状と課題

あらゆる分野における男女の活躍は、男女共同参画社会のあるべき姿であり、そのためには政策・方針の決定過程に女性が参画し、男女双方の意見や考えがバランスよく反映されるようにしなければなりません。

地域や職場では、男性が組織のリーダーや役員として方針決定に関わる人が多いのに対して、女性は同じ組織の構成員でありながら補助的な役に回る傾向にあり、男女共に疑問を感じないでその慣行に従っている場合があります。本市の委員会等への女性委員の登用が伸び悩んでいる背景には、職場・地域活動の場において、女性の管理職等がいまだに少ないことが要因の1つであると考えられます。

防災についても、先の東日本大震災や近年頻発する自然災害で男女共同参画の視点が必要な事例が見受けられ、これらの経験から、避難所における女性や子育て家庭への配慮などが必要です。

また、意識調査の「女性が仕事を持つことについて、どう思いますか」との質問では、前回調査に比べ「結婚や出産にかかわらず仕事を持ち続けた方が良い」と回答した人は増え、「子どもができたら仕事を辞め、大きくなったら再び仕事を持つ方が良い」と回答した人は減少しており、結婚や出産に際し、女性が引き続き仕事をするのが支持されています。

このような市民意識や人口減少等の社会情勢の変化に対応するため、これまで男性が多数を占めてきた職種や管理部門においても女性を積極的に採用・登用することが必要です。

さらには、男性中心の働き方を見直し、男性の育児休業・介護休暇等の取得の促進や長時間労働の是正によって、男女がともに働きやすい環境を整備することが必要です。

このように、男女がともに自分らしく生きていくためには、チャンスが平等に与えられる社会となる必要があります。そして、女性はその能力を十分に発揮することができるよう、女性の経済的自立などエンパワーメントにつながる取組を強化することが必要です。

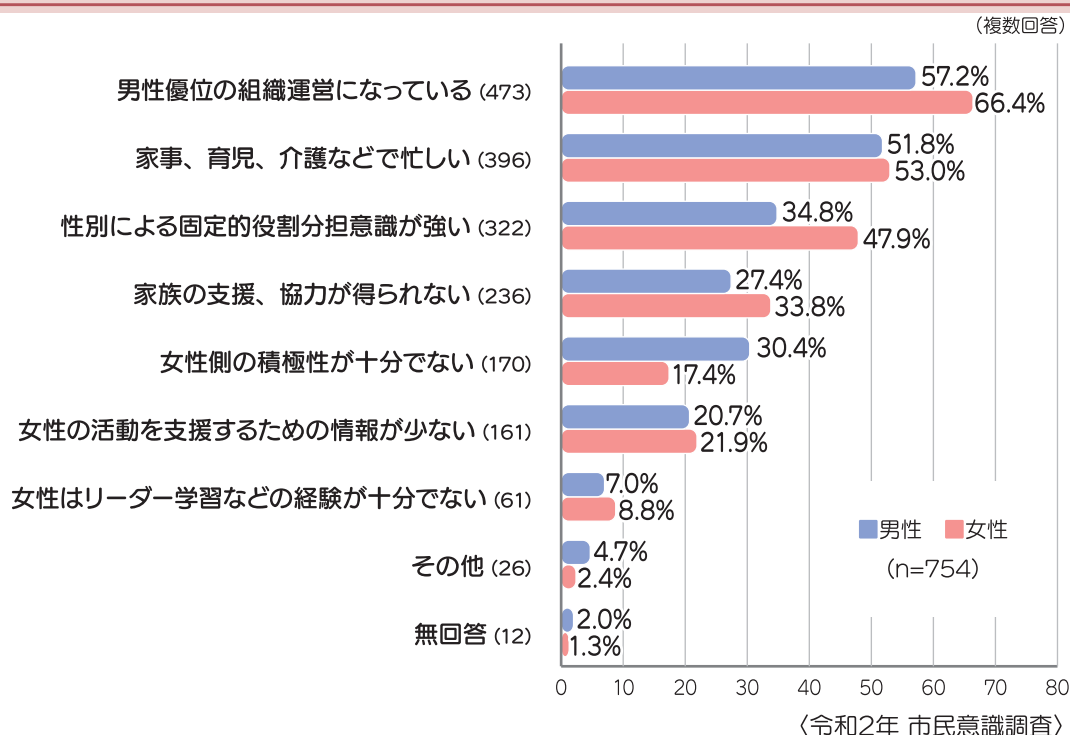
施策の方向 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策(4) 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

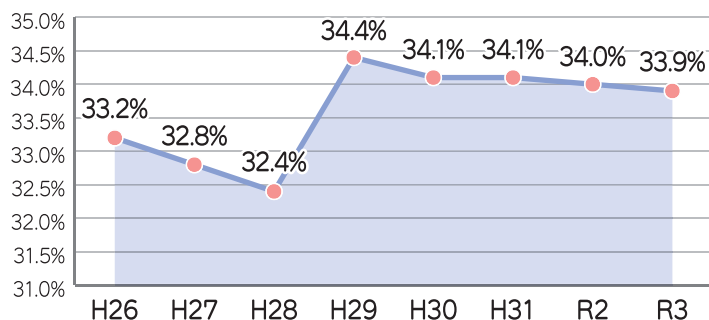
番号	主な取組	担当課等
17	委員会等への女性委員の積極的登用に努めます。	関係課等
18	「大分市職員活躍推進プラン」に基づき、女性職員の管理職等への登用を推進します。	人事課

※委員会等とは、行政機関が政策や方針の決定を行う際に意見を求める機関のことです。

▶ 議員、役員、管理職などに女性の参画が少ない理由は何だと思いますか



▶ 大分市の女性登用率

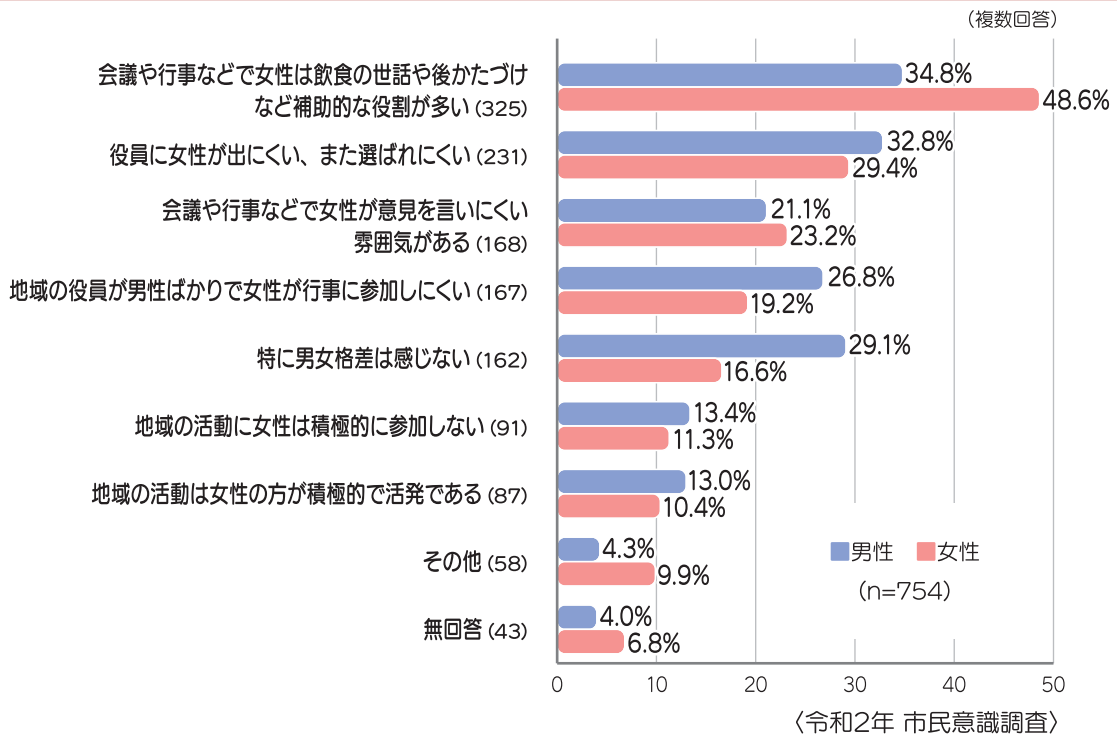


女性登用率

市政における政策・方針決定の場において、女性の参画機会の確保を確認するために、委員会等をはじめ、市議会議員及び自治委員、民生委員・児童委員を含めて集計した女性委員の構成比率をいいます。

番号	主な取組	担当課等
19	男女の別に関係なく、ボランティアや地域活動への積極的な参加を促進します。	社会教育課 市民協働推進課
20	地域活動への参画を促進するため、広報・啓発を行うとともに男女共生セミナーなどの学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
21	市民活動団体の運営や財政等を支援するための講座を開催します。	市民活動・消費生活センター
22	家族経営協定の普及促進に努めます。	農業委員会

▶ 自治会活動中の女性の参画について



地域づくり・地域活動への男女共同参画を推進しています。



R3(2021)「出前講座：地域で考える防災」

施策(6)

防災分野における男女共同参画の推進

番号	主な取組	担当課等
23	大分市防災会議、大分市国民保護協議会への女性委員の登用を積極的に推進します。	防災危機管理課
24	自主防災組織や事業所における女性防災士の登録を推進します。	防災危機管理課
25	消防士採用試験の女性受験者及び女性消防団員を増加させるための積極的支援に努めます。	消防局総務課
26	防災について学習の機会を提供します。	消防局 防災危機管理課 男女共同参画センター
27	災害発生時の性被害防止等について学習の機会を提供します。 (再掲：「性暴力の防止」番号55)	男女共同参画センター
28	避難所において、性暴力・DVの防止啓発に努めます。 (再掲：「性暴力の防止」番号56)	福祉保健課

指標及び目標値

指標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合	40.0% (R2(2020)年度)	50%
女性委員のいない委員会等の割合	13.5% (R2(2020)年度)	10%以下
市役所の課長級の女性職員の割合 (大分市職員活躍推進プラン)	18.2% (R3(2021)年度)	22%



性被害の根底には、
家庭内・地域での
女性の地位の低さ
も関係しています。



R3(2021)「女性の防災講座」
～災害時の性被害から目をそらさないで～

施策の方向 4 雇用の分野における女性の活躍の推進

施策(7) 働く場における男女平等の推進

番号	主な取組	担当課等
29	男女雇用機会均等法などの労働関係法令が遵守されるよう、勤労者及び事業主に対する周知・啓発を行います。(再掲：「女性の貧困等への対策」番号77)	商工労政課
30	職場での男女差別など、労働関係法令に違反する事例の解消に向け、労働相談を実施します。(再掲：「女性の貧困等への対策」番号78)	商工労政課
31	勤労者実態調査を実施し、事業所における女性の採用などの現状と課題の把握を行います。	商工労政課
32	「大分市職員活躍推進プラン」に基づき、性別にかかわらず職員が能力を発揮できる組織・職場環境づくりを推進します。	人事課 職員厚生課

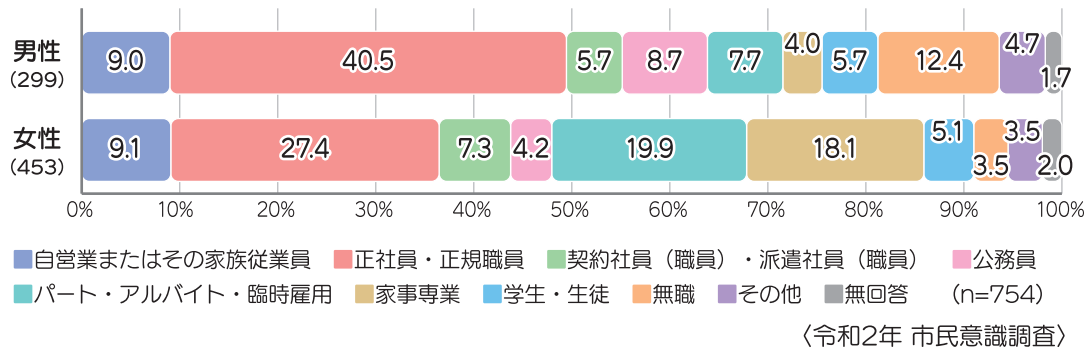
施策(8) 女性の就労や能力開発の支援

番号	主な取組	担当課等
33	女性の職業能力の育成に関する情報提供や、就職を支援するセミナーの開催などにより、育児や介護などで離職した女性の再就職や、働くことを希望する女性の支援を行います。(再掲：「女性の貧困等への対策」番号76)	商工労政課 男女共同参画センター
34	女性の創業・起業の支援を行います。	創業経営支援課
35	「大分市職員活躍推進プラン」に基づき、女性職員のキャリア形成支援を推進します。	人事課 職員厚生課
36	「第2期すくすく大分っ子プラン」に基づき、ひとり親家庭等が自立できるよう、就業情報の提供や医療費の助成など総合的な対策を推進します。(再掲：「女性の貧困等への対策」番号72)	子育て支援課
37	市発注の建設工事や設計業務委託において、女性技術者の配置を要件とする入札を実施します。	契約監理課
38	女性就農者の確保のための施設・機械等の導入に対する支援を行います。	農政課

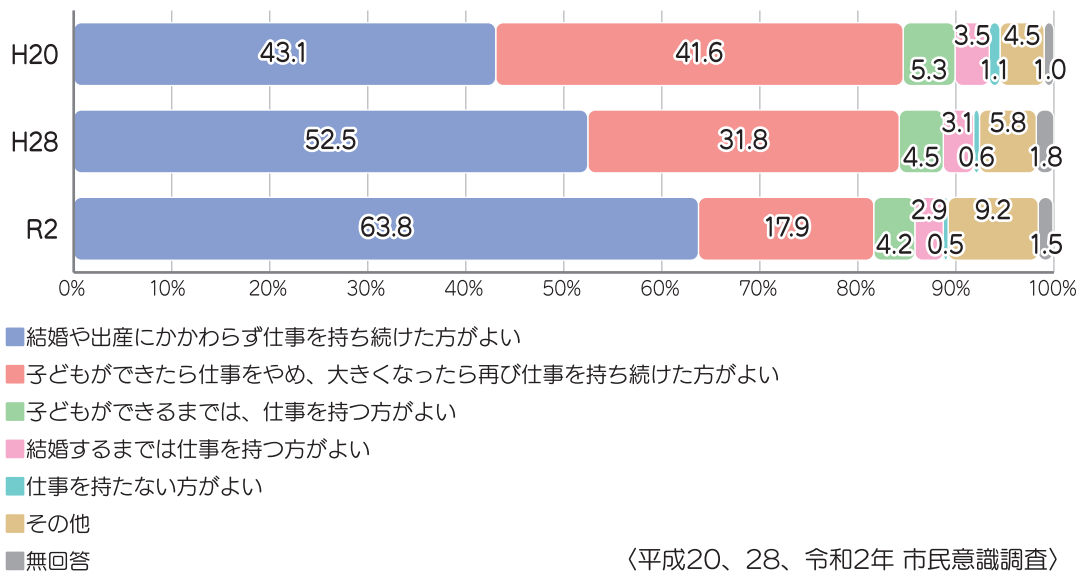
指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
建設工事や設計業務委託において女性技術者の配置を要件とする入札の実施件数	9件 (R2(2020)年度)	12件

▶ 回答者の職業等



▶ 女性が仕事を持つことについて（推移）



就労を希望する女性のエンパワーメントを支援しています。



R3(2021)「女性向け就労応援セミナー」

施策の方向 5 仕事と家庭の両立支援の推進

施策(9) ワーク・ライフ・バランスの推進

番号	主な取組	担当課等
39	長時間労働の是正に向けた意識の啓発を行います。	商工労政課
40	事業所訪問や大分労働局・大分商工会議所等との連携により、事業所へワーク・ライフ・バランス等の広報・啓発を行います。	商工労政課 男女共同参画センター
41	建設工事の入札参加資格において、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を評価します。	契約監理課
42	ワーク・ライフ・バランスについて学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
43	「大分市職員活躍推進プラン」及び「大分市職員働き方改革推進プログラム」に基づき、市職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。	人事課 職員厚生課
44	「第2期すくすく大分っ子プラン」に基づき、仕事と子育ての両立支援の気運醸成を目的として大分市子育て支援中小企業表彰を行います。	子ども企画課
45	「第2期すくすく大分っ子プラン」に基づき、多様化する保育ニーズに対応するため、一時預かり事業や延長保育事業等各種保育サービスの充実に努めます。	保育・幼児教育課 子ども入園課
46	子育てのための施設等利用給付（預かり保育）を実施します。	子ども入園課
47	子育て中の人でも参加しやすいよう学習の機会を託児サービス付で提供します。	男女共同参画センター
48	「子育ての集い」「家庭の日推進事業」等を通して、子どもと関わる時間を増やす取組を実施します。	社会教育課 市民協働推進課
49	就業している介護者の負担の軽減を図るため、居宅での高齢者福祉サービスの充実と介護保険サービスの体制整備を行うとともに、居宅での生活が困難な高齢者が利用できる施設や需要に応じた介護施設の整備に努めます。	長寿福祉課
50	介護者への支援のため、介護について学習の機会を提供します。	男女共同参画センター

施策(10) 男性の家事・育児・介護等への参画の推進

番号	主な取組	担当課等
51	「第2期すくすく大分っ子プラン」に基づき、父親向け育児講座を開催します。	子育て支援課
52	男性の家事・育児・介護等への参画を進めるために、育児・介護休業法などの周知、学習の機会の提供や情報誌等で意識啓発を行います。	男女共同参画センター
53	「大分市職員活躍推進プラン」に基づき、男性の育児休業等の取得を促進するとともに、介護休暇等を取得しやすい職場環境を整備します。	人事課 職員厚生課

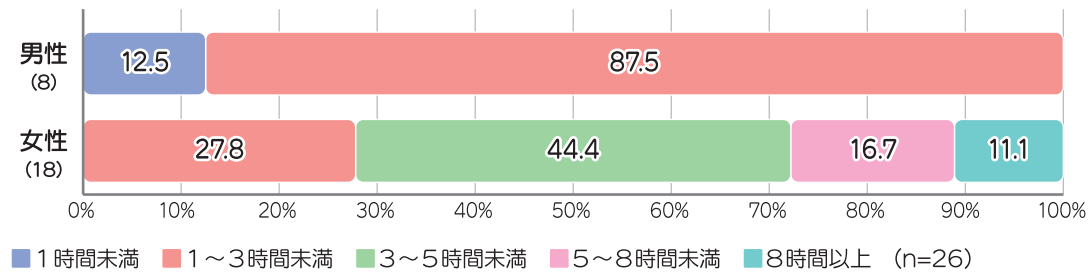
指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
市役所の男性職員の育児休業取得率 (大分市職員活躍推進プラン)	19.0% (R2(2020)年度)	30%
市内の男性の育児休業取得率 (すくすく大分っ子プラン)	4.1% (H30(2018)年度)	増加 (R6(2024)年度)
ワーク・ライフ・バランスの推進を担当する部署や担当者がある事業所の割合(勤労者実態調査)	16.1% (R1(2019)年度)	増加 (R7(2025)年度)
大分市子育て支援中小企業表彰事業者数(累計) (すくすく大分っ子プラン)	28社 (R3(2021)年度)	40社 (R6(2024)年度)

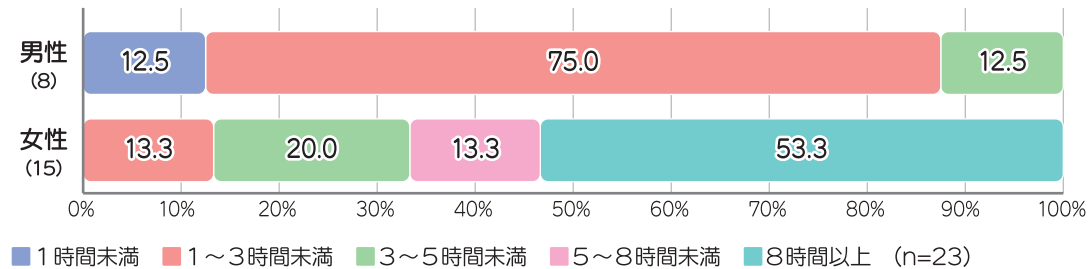
▶ 6歳未満の子どもがいる人の家事・育児の一日平均時間

〈令和2年 市民意識調査〉

【家事時間】



【育児時間】

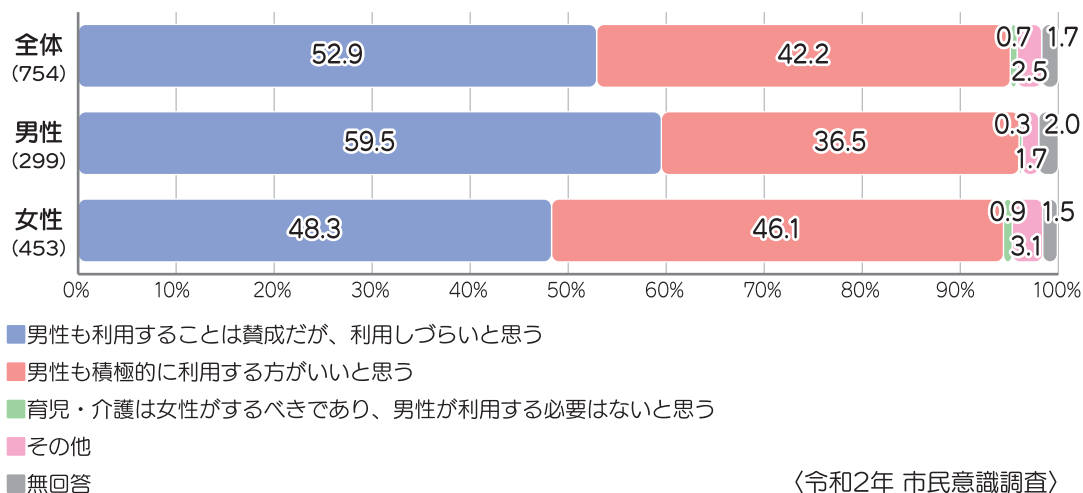


男性の家事・育児・介護等への参画や家族で家事を協力しあうことの大切さについて学びます。

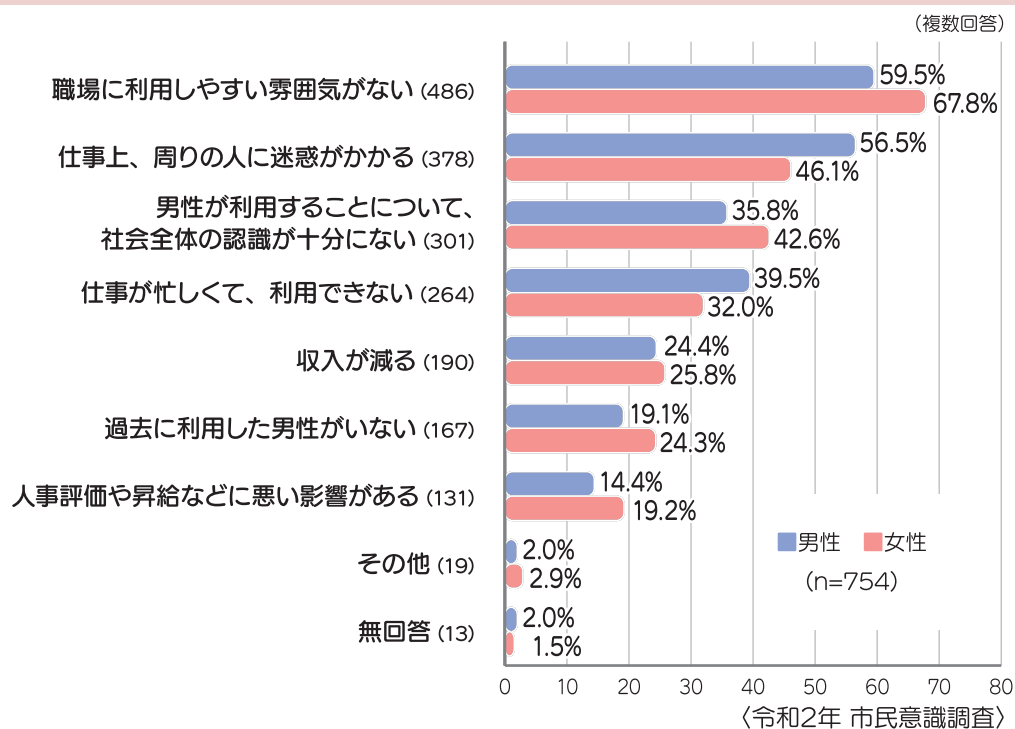


R3(2021)「夫婦のパートナーシップ講座」

▶ 男性の育児・介護休業制度の利用について



▶ 男性が育児・介護休業制度を利用しづらいと思われる理由について



男女とも仕事と育児を両立できるように、令和3(2021)年6月に育児・介護休業法が改正されました
 ~令和4(2022)年4月1日から段階的に施行~



基本目標 Ⅲ 男女が安心できる生活の確保

現状と課題

男女が安心できる生活を送るためには、男女がお互いの身体的性差を理解し合うこと、性暴力を防止すること、心身の健康に留意すること、人権を尊重することの重要性について認識することが必要です。

女性においては、妊娠や出産のみならず、心身のバランスを崩しやすい思春期・更年期などのライフステージに応じた心身の健康づくりが必要です。

男性においては、健康を害する生活習慣病や自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多い傾向にあることが指摘されています。

だれもがこうした問題を認識し、正しい知識・情報を入手することを心がけ、男女平等の観点からの生命の尊厳や性に関する理解を深めてもらうとともに、地域や職場での健康診断や各種がん検診などの受診促進、健康に関する指導等の充実を図る必要があります。

また、不妊治療を希望する男女が安心して相談できる体制づくりや仕事との両立支援等、不妊に対する支援の充実が必要になっています。

さらには、女性の就業者数が増加しているものの、ひとり親家庭、高齢者や障がい者等の生活上の困難は男性に比べて経済的に厳しい状況を受けやすいことから、社会的に困難な状況を抱えた女性への適切な支援が必要です。

施策の方向 6 安心・安全な生活の確保

施策(11) 性暴力の防止

番号	主な取組	担当課等
54	性差の違いについて理解を深めるための啓発や学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
55	災害発生時の性被害防止等について学習の機会を提供します。 (再掲：「防災分野における男女共同参画の推進」番号27)	男女共同参画センター
56	避難所において、性暴力・DVの防止啓発に努めます。 (再掲：「防災分野における男女共同参画の推進」番号28)	福祉保健課

施策(12) 妊娠・出産期における女性の健康支援

番号	主な取組	担当課等
57	妊娠・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導などを行います。	健康課
58	不妊治療または不妊検査の経済的負担を軽減するため、その治療費または検査費の一部助成を行います。	健康課
59	不妊・不育に悩む夫婦を対象に、『おおいた不妊・不育相談センター』 (愛称：hopeful)において医師や助産師などの専門職が医学的な相談や心の悩み等について相談指導を行います。	健康課
60	学校の教育活動全体を通じて、生命の尊厳に関する指導を行います。	学校教育課



男女のからだの違いについて理解を深めることは、人権尊重・健康管理の大切さに気づき、安心した生活の確保につながります。



R3 (2021) 性教育についてのセミナー

番号	主な取組	担当課等
61	生涯スポーツの普及に努めます。	スポーツ振興課
62	ライフステージに応じた食育を推進します。	健康課
63	ライフステージにおける検診や女性特有の病気（乳がん、子宮頸がん等）についての検診の受診率向上に努めます。	健康課
64	思春期から妊娠・出産・更年期に至るまでの女性特有の身体的・心理的な問題に関する健康相談を実施します。	健康課
65	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの啓発や学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
66	女性相談を実施します。	男女共同参画センター
67	アルコール等への依存症やうつ病等についての知識の普及に努めます。	保健予防課
68	エイズ、性感染症などについて正しい知識の普及を行います。	保健予防課
69	保健師・精神科医師による精神保健相談を実施します。	保健予防課
70	「大分市民のこころといのちを守る自殺対策行動計画」に基づき、自殺対策を推進します。	保健予防課
71	「第2期いきいき健康大分市民21」に基づき、関係団体等と連携をとり、喫煙と受動喫煙が及ぼす健康への影響、受動喫煙防止対策について、知識の普及啓発を行います。	健康課

トビックス

大分大学医学部附属病院内に「おおいた不妊・不育相談センター（愛称：hopeful（ホープフル））」を設置し不妊・不育に関する医学的・専門的な相談や、心の悩み等について、医師・助産師等の専門家が対応を行っています。



施策(14)

女性の貧困等への対策

番号	主な取組	担当課等
72	「第2期すくすく大分っ子プラン」に基づき、ひとり親家庭等が自立できるよう、就業情報の提供や医療費の助成など総合的な対策を推進します。 (再掲：「女性の就労や能力開発の支援」番号36)	子育て支援課
73	ひとり親家庭の生活のことはじめ様々な相談に応じ、必要な情報提供に努めるとともに、弁護士による相談支援を進めます。	子育て支援課
74	女性相談において、必要な情報提供に努めるとともに、弁護士による相談支援を進めます。	男女共同参画センター 中央子ども家庭支援センター
75	女性の自立した生活のために、必要な情報や学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
76	女性の職業能力の育成に関する情報提供や、就職を支援するセミナーの開催などにより、育児や介護などで離職した女性の再就職や、働くことを希望する女性の支援を行います。(再掲：「女性の就労や能力開発の支援」番号33)	商工労政課 男女共同参画センター
77	男女雇用機会均等法などの労働関係法令が遵守されるよう、勤労者及び事業主に対する周知・啓発を行います。(再掲：「働く場における男女平等の推進」番号29)	商工労政課
78	職場での男女差別など、労働関係法令に違反する事例の解消に向け、労働相談を実施します。(再掲：「働く場における男女平等の推進」番号30)	商工労政課

指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
性の問題に関する学習会等の開催回数	—	2回以上 (毎年度)
子宮頸がん検診の受診率	11.5% (R2(2020)年度)	30%以上 (R6(2024)年度)
乳がん検診の受診率	12.8% (R2(2020)年度)	30%以上 (R6(2024)年度)



女性の経済的自立や
女性が働き続けること
を応援しています。



R3 (2021) 「人生応援ぶちセミナー」

基本目標 IV 配偶者等からの暴力の根絶 (大分市DV対策基本計画)

現状と課題

配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げにもなっています。DVは様々な形態の暴力を使い、相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重せず、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあります。

また、家庭内において行われるため、外部からの発見が困難であり、潜在化しやすく、その上、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

本市においては、配偶者等からの暴力の根絶を基本方針に掲げ、令和2(2020)年度には配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV防止と被害者支援に努めてきたところです。

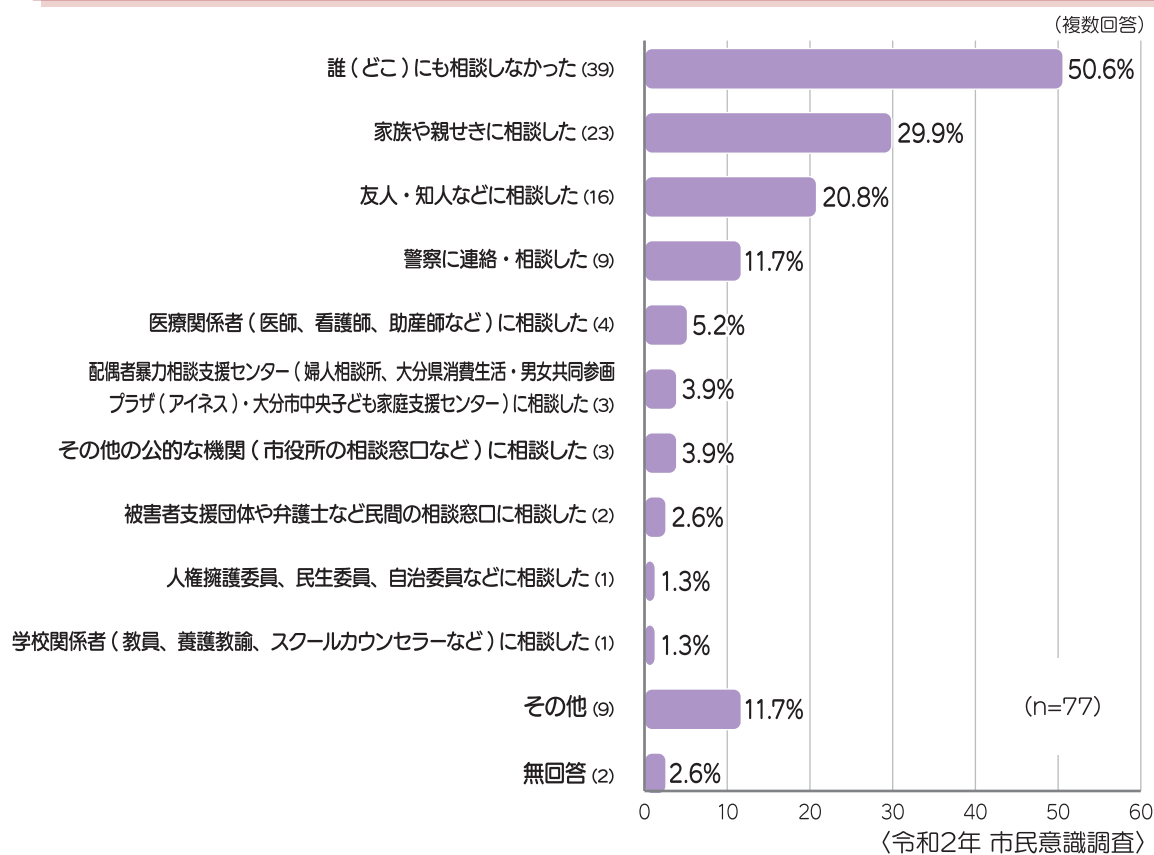
しかしながら、近年の厳しい経済情勢による生活困窮、家族関係の多様化、さらに新型コロナウイルス感染症拡大が女性に与える影響もあり、DV被害の増加や就労困難等が問題となるなどの状況から相談内容は多様化・複雑化し、相談対応件数も増加しています。意識調査でも、約10人に1人がDVとなる行為を「実際に受けたことがある」と回答しています。

それにもかかわらず、意識調査での被害の相談に関しては、「誰（どこ）にも相談しなかった」との回答が50.6%と最も多く、その理由は、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すればなんとかやっているとと思った」、「相談するほどのことではないと思った」、「恥ずかしくて言えなかった」、「自分にも悪いところがあると思った」などの状況となっています。

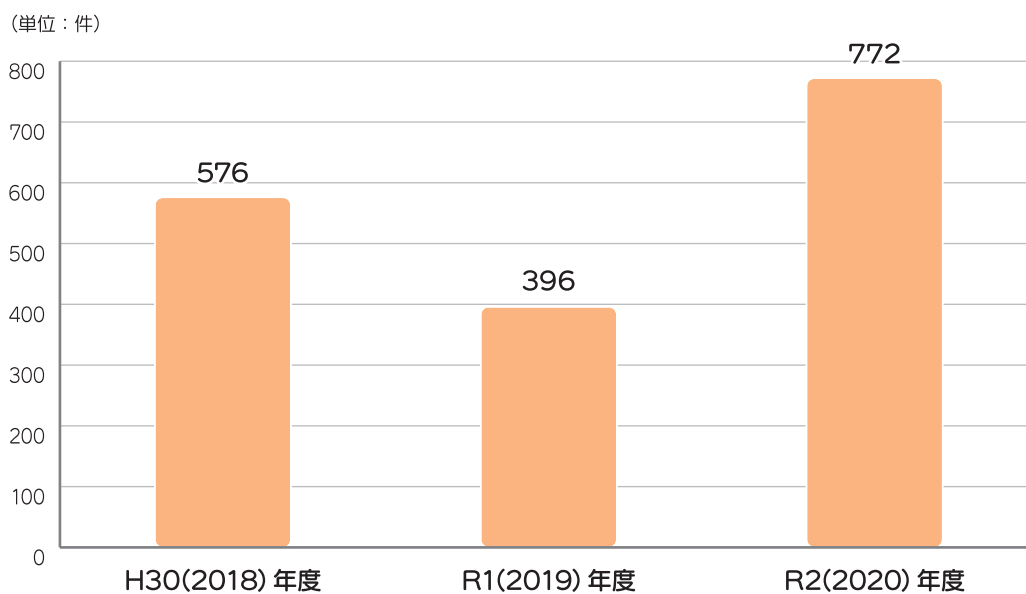
また、公的機関の相談先では、警察が11.7%、県や市などの相談窓口は、それぞれ3.9%しかありませんでした。

これらのことから、市民一人ひとりがDVについて正しく理解し、身近な問題として捉えることができるよう意識啓発に取り組み、暴力を許さないという意識を社会全体に広げていくことが必要です。あわせて、被害者が早い段階で相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、被害者の状況に応じて、関係機関等とも連携しながら、被害者の安全確保から自立支援まで切れ目のない支援を行う必要があります。

▶ DVを受けたことがある人で、誰か(どこか)に相談した人の割合



▶ 大分市DV相談対応件数の推移



施策の方向 7 DVを防止するための啓発の推進

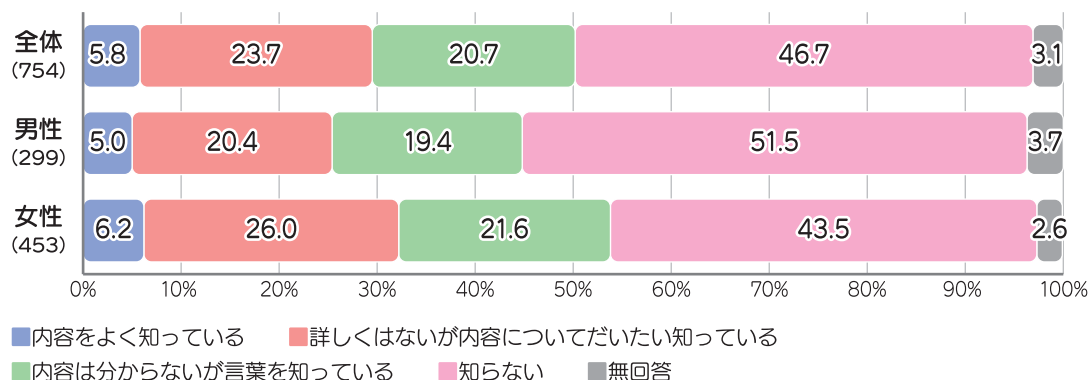
施策(15) DV防止のための啓発の推進

番号	主な取組	担当課等
79	女性に対する暴力防止について学習の機会を提供します。	男女共同参画センター
80	DV防止について街頭キャンペーンや情報誌等での啓発を行います。	男女共同参画センター 中央子ども家庭支援センター
81	DVに関する正しい知識を深めるために、市職員や教職員を対象に研修等を実施します。	男女共同参画センター 中央子ども家庭支援センター 教育センター
82	市民を対象に啓発講演会を実施します。	男女共同参画センター 中央子ども家庭支援センター 教育センター

指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
DV防止についての啓発回数	4回 (R2(2020)年度)	8回以上 (毎年度)
デートDVの認知度	29.5% (R2(2020)年度)	50%以上

▶ 「デートDV」という言葉の認知度



〈令和2年 市民意識調査〉



トピックス

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、理解を深めていただくために、様々な啓発に取り組んでいます。



女性に対するあらゆる暴力をなくしていくことのメッセージが込められた「パープルリボン」のシールを作成して、啓発を進めています。

加害者にも被害者にもならないために、子どもや若年層が性暴力に対する正しい認識を持つための啓発に取り組んでいます。



R3(2021)街頭キャンペーン



R3(2021)テーマ展示



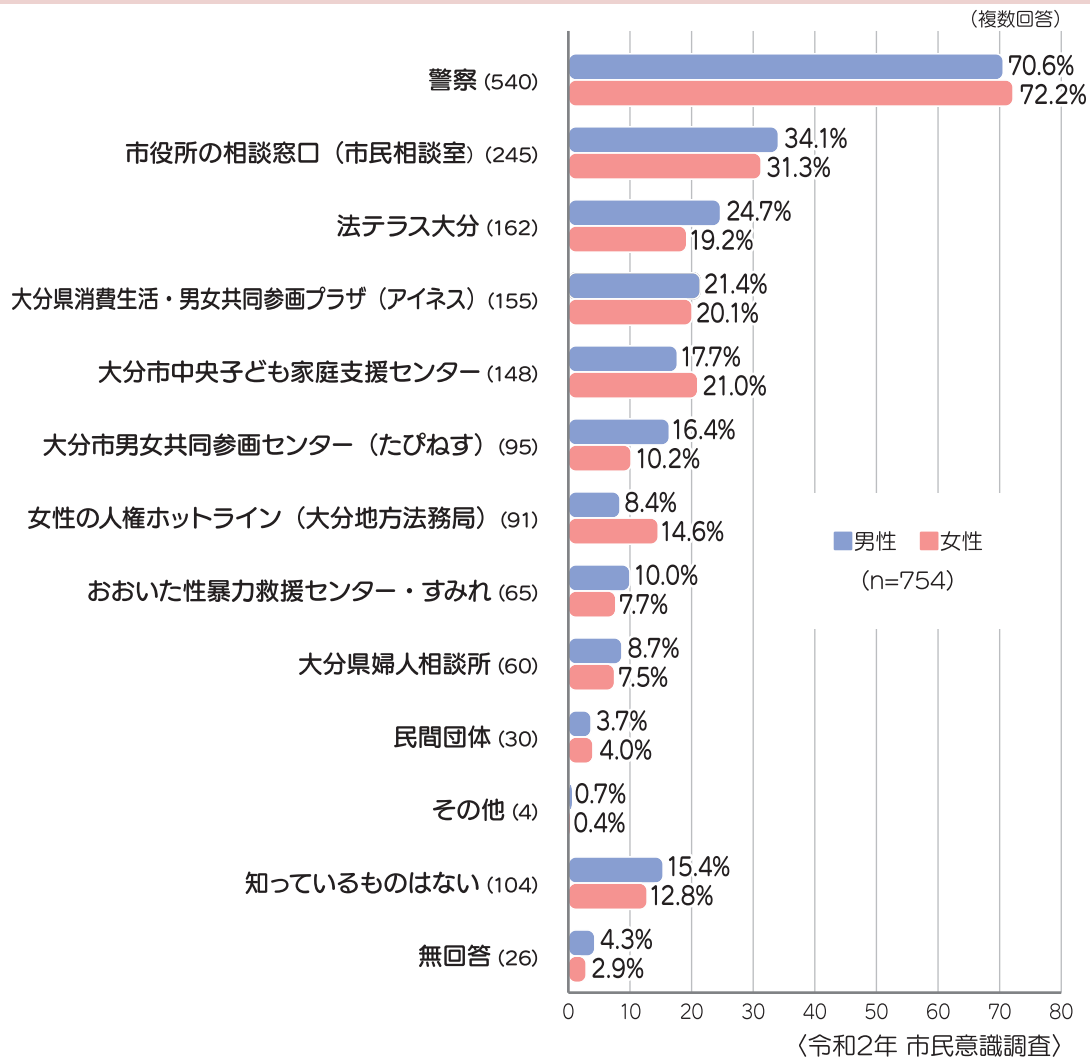
R3(2021) 出前講座「デートDV」

施策の方向 8 DV被害者の相談体制の充実と自立支援促進

施策(16) 相談窓口の周知、整備と相談員の資質向上

番号	主な取組	担当課等
83	市報、ホームページ、その他様々な媒体により、相談窓口の周知を図ります。	男女共同参画センター 中央子ども家庭支援センター
84	迅速な通報、被害者の早期発見につながる相談体制を確立します。	中央子ども家庭支援センター
85	プライバシーが守られ、安心して相談することができる環境の整備に努めます。	中央子ども家庭支援センター 男女共同参画センター 広聴広報課、市民課 長寿福祉課、障害福祉課 生活福祉課、子育て支援課 保健予防課、人権・同和対策課
86	相談員研修会や事例検討会等に積極的に参加し、相談員の専門性の向上を図ります。	中央子ども家庭支援センター 男女共同参画センター
87	被害者への適切な対応等について、関係課職員へ研修を行います。	中央子ども家庭支援センター

▶ DVについての相談ができる窓口の認知度

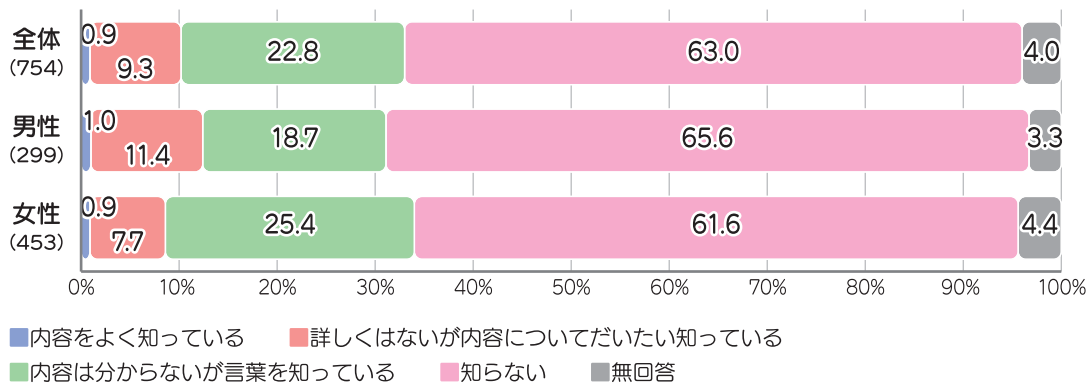


施策(17)

支援体制の充実

番号	主な取組	担当課等
88	被害者や加害者の様々な事情に応じて、関係課相談窓口等と相互に連携しながら被害者への対応を行います。	中央子ども家庭支援センター 長寿福祉課、障害福祉課 保健予防課
89	保護命令制度や、警察等の関係機関について、情報提供と相談のための支援を行います。	中央子ども家庭支援センター 男女共同参画センター 長寿福祉課、障害福祉課
90	被害者が緊急避難する際に、大分県婦人相談所や民間団体と連携し、適切かつ安全な保護に努めます。	中央子ども家庭支援センター
91	関係課における被害者の個人情報の保護を徹底します。	中央子ども家庭支援センター 男女共同参画センター 広聴広報課、市民課 各支所、長寿福祉課 障害福祉課、生活福祉課 子育て支援課、保健予防課 人権・同和対策課
92	住民基本台帳事務における支援措置を実施するとともに、「大分市DV被害者等支援措置庁内連携会議」を開催し、関係各課と連携して被害者の情報の管理について適切な対応を図ります。(再掲：「庁内の連携体制の充実」番号100)	市民課

▶ 「大分市配偶者暴力相談支援センター」の認知度



〈令和2年 市民意識調査〉

施策(18)

被害者の自立支援

番号	主な取組	担当課等
93	支援措置の証明書を発行することで被害者の安全確保を図るとともに、同行支援などを行うことできめ細やかな対応に取り組みます。	中央子ども家庭支援センター
94	被害者の生活再建をするため、住居確保に向けた支援を行います。	住宅課 しらゆりハイツ 中央子ども家庭支援センター
95	各種手当、医療費助成、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、生活保護、国民健康保険等、福祉やその他各種制度の活用により、生活の自立を支援します。	長寿福祉課、障害福祉課 生活福祉課、子育て支援課 国保年金課

施策(19)

子どもに関する支援

番号	主な取組	担当課等
96	転校や認可保育施設等への入園、就学援助等、子どもに関する各種制度の案内や手続きの支援を行うとともに、学校等と情報共有を行い、必要に応じて同行支援を行います。	子ども入園課 学校教育課 中央子ども家庭支援センター
97	面前DVは子どもへの心理的虐待であり、また、DVが起きている家庭では子どもに対する虐待が同時に行われている場合があるため、子どもの状況確認に努めるとともに、必要に応じて子どもの心理的ケアを行います。	子ども家庭支援センター (中央・東部・西部)
98	妊産婦の被害者や乳幼児を抱えている被害者が、安全に出産でき安心した子育てができるよう、必要に応じて家庭訪問等を行います。	子ども家庭支援センター (中央・東部・西部)

指標及び目標値

指標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
DVを受けたことがあるが誰にも(どこにも)相談しなかった人の割合	50.6% (R2(2020)年度)	25%以下



チラシ・名刺型カードの配置、市報・情報誌等への掲載で相談窓口を周知しています。



施策の方向 9 DV対策の推進体制の充実

施策(20) 庁内の連携体制の充実

番号	主 な 取 組	担当課等
99	「大分市DV相談庁内連絡会議」を開催し、関係課で情報共有を図るとともに、必要に応じて迅速かつ適切な支援を行うための連携・強化を図ります。	中央子ども家庭支援センター
100	住民基本台帳事務における支援措置を実施するとともに、「大分市DV被害者等支援措置庁内連携会議」を開催し、関係各課と連携して被害者の情報の管理について適切な対応を図ります。（再掲：「支援体制の充実」番号92）	市民課

施策(21) 関係機関・民間団体との連携の強化

番号	主 な 取 組	担当課等
101	一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うため、県や警察等関係機関との相互理解を深め、連携の強化を図ります。	中央子ども家庭支援センター
102	広域的な避難について円滑な支援が行えるよう他自治体と連携を図ります。	中央子ども家庭支援センター
103	DV被害者等に、相談から安全の確保、自立に至るまでの切れ目のない対応を行うとともに、民間団体との連携強化を図ります。	中央子ども家庭支援センター
104	配偶者暴力相談支援センターを、要保護児童対策地域協議会の構成団体に加え、児童虐待防止のための連携を強化します。	中央子ども家庭支援センター

指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
大分市配偶者暴力相談支援センターの認知度	10.2% (R2(2020)年度)	30%以上

大分市配偶者暴力相談支援センター（中央子ども家庭支援センター）

大分市配偶者暴力相談支援センターでは、次のような支援を行っています。

- ・ 相談および関係機関の紹介
- ・ 緊急時の被害者等の安全確保や一時保護に関する機関の紹介
- ・ 自立して生活していくための情報提供やその他の援助
- ・ 保護命令制度の利用に関する情報提供やその他の援助



推進体制

「男女共同参画の推進」について市内・市民・事業者等・自治会等・教育に携わる方への啓発を強化していくことで、社会全体に「男女平等意識」が広がり、男女がともにあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」の実現を目指します。

1. 市内推進体制の充実

- ▶ 計画の全庁的な推進を図るため「大分市男女共同参画推進会議」を充実させるとともに、関係課が連携し各種施策を総合的かつ効果的に推進します。
- ▶ 市職員への男女共同参画の理念の浸透を図り、市職員が率先して男女共同参画の視点に立った市政の推進に努めます。

2. 計画の進行管理

- ▶ 計画の着実な推進を図るため、設定された目標の達成度や実施状況を「大分市男女共同参画審議会」に報告し、進行管理を行います。

3. 拠点施設「大分市男女共同参画センター（たびねす）」の機能強化

- ▶ 市民向け推進事業の実施
- ▶ 推進団体の育成・支援
- ▶ 相談事業の充実
- ▶ 若年層への啓発
- ▶ 男女共同参画の視点を持った防災に関する啓発

4. 市民・団体・事業者等との連携と協働

- ▶ 計画を効果的に推進するため、市民・団体・事業者等がそれぞれの立場で主体的に取り組むよう働きかけるとともに、相互に連携・協働していきます。

5. 国・県・関係機関との連携と協力

- ▶ 国・県・関係機関との協力関係を強化するとともに、情報の収集・提供を図ります。

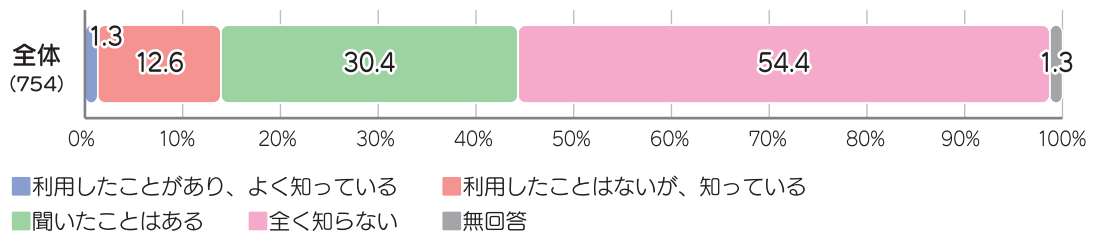
※大分市男女共同参画センター（愛称「たびねす」）は、「男女共同参画社会」の実現を図るため、様々な啓発活動や各種講座の開催、活動団体の育成・支援など、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための拠点施設として、交流スペース・キッズコーナー・授乳室を設置し、平成26（2014）年4月にコンパルホール2階に開設しました。

※愛称「たびねす」とは、**たくさんのハピネス**がみなさんに訪れますように、という意味を込めた造語で、令和元（2020）年度に公募により決定しました。

指標及び目標値

指 標	基準値	目標値 (R8(2026)年度)
男女共同参画センター（たぴねす）の認知度	44.3% (R2(2020)年度)	80%

▶ 大分市男女共同参画センター（たぴねす）の認知度



〈令和2年 市民意識調査〉



▶ Facebook

URL <https://www.facebook.com/OitaDanjo>



▶ Twitter

URL <https://twitter.com/OitaTappiness>



▶ 気軽に楽しみながら「男女共同参画」を学んでいます。



川柳コンテスト



情報の掲示



男女共同参画推進団体によるワークショップ

資料

1 指標・目標値一覧	38
2 関係法令	39
大分市男女共同参画推進条例	
男女共同参画社会基本法	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
3 男女共同参画関連用語	70

資料

1 指標・目標値一覧

基本目標	指 標	基準値	プラン最終年度 (R8(2026)年度) 目標値
Ⅰ 男女共同参画社会に 向けた意識づくり	① 社会全体で男女の意識や地位が平等になっていると思う人の割合	14.2% (R2(2020)年度)	50%
	② 男女共同参画社会という言葉を知っている人の割合	72.8% (R2(2020)年度)	100%
	③ 固定的な性別役割分担意識に反対する人の割合	89.2% (R2(2020)年度)	100%
	④ 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	小学校80.4% 中学校69.0% (R3(2021)年度)	小学校90% 中学校80%
Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍	⑤ 女性委員の構成比率が3割以上である委員会等の割合	40.0% (R2(2020)年度)	50%
	⑥ 女性委員のいない委員会等の割合	13.5% (R2(2020)年度)	10%以下
	⑦ 市役所の課長級の女性職員の割合 (大分市職員活躍推進プラン)	18.2% (R3(2021)年度)	22%
	⑧ 建設工事や設計業務委託において女性技術者の配置を要件とする入札の実施件数	9件 (R2(2020)年度)	12件
	⑨ 市役所の男性職員の育児休業取得率 (大分市職員活躍推進プラン)	19.0% (R2(2020)年度)	30%
	⑩ 市内の男性の育児休業取得率 (すくすく大分っ子プラン)	4.1% (H30(2018)年度)	増加 (R6(2024)年度)
	⑪ ワーク・ライフ・バランスの推進を担当する部署や担当者 がいる事業所の割合 (勤労者実態調査)	16.1% (R1(2019)年度)	増加 (R7(2025)年度)
	⑫ 大分市子育て支援中小企業表彰事業者数 (累計) (すくすく大分っ子プラン)	28社 (R3(2021)年度)	40社 (R6(2024)年度)
Ⅲ 男女が安心できる 生活の確保	⑬ 性の問題に関する学習会等の開催回数	—	2回以上 (毎年度)
	⑭ 子宮頸がん検診の受診率	11.5% (R2(2020)年度)	30%以上 (R6(2024)年度)
	⑮ 乳がん検診の受診率	12.8% (R2(2020)年度)	30%以上 (R6(2024)年度)
Ⅳ 配偶者等からの 暴力の根絶	⑯ DV防止についての啓発回数	4回 (R2(2020)年度)	8回以上 (毎年度)
	⑰ デートDVの認知度	29.5% (R2(2020)年度)	50%以上
	⑱ DVを受けたことがあるが誰にも (どこにも) 相談しなかつた人の割合	50.6% (R2(2020)年度)	25%以下
	⑲ 大分市配偶者暴力相談支援センターの認知度	10.2% (R2(2020)年度)	30%以上
推進体制	⑳ 男女共同参画センター (たぴねす) の認知度	44.3% (R2(2020)年度)	80%

2 関係法令

大分市男女共同参画推進条例

(平成18年6月27日条例第24号)

本市においては、個人の尊重と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、国や国際社会等と協調を図りながら、女性の社会参画の支援や男女平等の実現に向けた施策等を積極的に進めてきた。

しかし、依然として性別による差別的取扱いや配偶者からの暴力等の権利侵害が後を絶たず、社会制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識や偏見が、特に問題視されることなく残っていることも見受けられる。

21世紀は、「人権の世紀」といわれながらも、真の男女平等の実現には、なお多くの課題が残されており、その解決に向け、より一層の努力と創意が必要とされている。

一方、少子高齢化、国際化、情報化等の社会経済情勢の急速な変化に対し、男女がその人権を尊重しつつ、対等に責任を分かち合い、それぞれが十分に能力を発揮することにより、柔軟かつ確に対応していくことが求められている。

このような認識の下、男女が等しく幸福になれるよう、私たち一人ひとりが、絶えず互いの関係を深く見つめ直し、積極的に対話する中で、勇気と寛容さを持って新たな関係を創造し、市と市民等が協力して男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等、自治会等及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項及び苦情等の申出への対応に関する事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学をする者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及びその他の民間団体で、市内において活動するものをいう。
- (5) 自治会等 自治会、町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が、制度又は慣行により差別されないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策及び事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、その推進は、国際的な協調の下に行われなければならないこと。

(市の役割)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付けるとともに、前条各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画施策以外の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推

大分市男女共同参画推進条例

進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、社会経済活動における影響力の大きさその他その役割の重要性にかんがみ、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(自治会等の役割)

第7条 自治会等は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を有する存在であることにかんがみ、地域活動等を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行うとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第8条 教育に携わる者は、男女共同参画社会の実現に教育が果たすべき役割の重要性にかんがみ、教育を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に配慮するとともに、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(実施状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画施策の実施状況について公表しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限

(性別による差別的取扱いの禁止)

第10条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。）を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

(広告物の表現の配慮)

第11条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、当該広告物の表現が性別による権利の侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進のための基本的施策

(大分市男女共同参画基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画（以下「大分市男女共同参画基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 大分市男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、大分市男女共同参画基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、大分市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、大分市男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(政策の立案及び決定の過程への男女共同参画)

第13条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 市における政策の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等における方針の立案及び決定の過程への女性の参画を積極的に推進するため、当該事業者等に対し、助言、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(市民の理解を深めるための措置)

第14条 市は、男女共同参画に関する市民の理解を深めるため、広報、啓発及び教育の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施のため、必要な情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(事業者等に対する支援等)

第16条 市は、事業者等に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 市は、農林水産業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する家族等の男女に対し、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

5 市は、派遣労働、パートタイム労働等の就労の場における男女共同参画を推進するため、これらに従事する男女に対し、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自治会等への支援)

第17条 市は、自治会等が行う地域活動等における男女共同参画を推進するため、自治会等に対し、助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(市民及びその団体への支援)

第18条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及びその団体に対し、当該活動に係る助言、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活及びその他の活動との両立への支援)

第19条 市は、男女が共に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動を両立することを可能とするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(性、妊娠、出産等に関する理解及び健康の保持に対する支援)

第20条 市は、男女が対等な関係の下に、性、妊娠、出産等に関する事項について、互いの理解を深め、及び尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことを可能とするため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(暴力等の防止及び被害者等への支援)

第21条 市は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談への対応)

第22条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の実現を阻害する要因による権利の侵害（以下「権利侵害」という。）について、市民から相談があったときは、関係機関との連携の下に適切な支援を講ずるよう努めるものとする。

第4章 苦情等の申出への対応

(男女平等推進委員)

第23条 市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情に対応し、及び権利侵害により被害を受けた者の救済を図るための必要な措置を採ることにより、男女共同参画社会を実現するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大分市男女平等推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

2 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項を決定するときは、合議を要するものとする。

3 推進委員の定数は、3人以内とする。

4 推進委員の数が2人以上である場合においては、そのすべてが男女のいずれか一方の性によって占められてはならない。

5 推進委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有し、性別による差別の解決に熱意があり、及び社会的信望の厚い者のうちから市長が委嘱する。

6 推進委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(苦情及び救済の申出)

第24条 市民等（市民、事業者等及び自治会等をいう。以下同じ。）は、推進委員に対し、第10条の規定に反して市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）をすることができる。

2 何人も、推進委員に対し、第10条の規定に反した市内において生じた権利侵害による被害を受けた者の救済の申出（以下「救済の申出」という。）をすることができる。

(推進委員による措置の対象としない事項)

第25条 苦情の申出又は救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、推進委員の措置の対象としない。

(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項

(4) 推進委員が行った苦情等の申出への対応に関する事項

(5) 救済の申出の場合にあっては、当該救済の申出に係る権利侵害のあった日（継続行為にあっては、その終了した日）から年を経過している事案に関する事項。ただし、その間に救済の申出をしなかったことについて、正当な理由があると推進委員が認める場合を除く。

(6) 権利侵害による被害を受けた者以外の者からの救済の申出があった事項であって、当該被害を受けた者からの同意を得られない事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、当該措置の対象とすることが適当でないと推進委員が認める事項

(調査等)

第26条 推進委員は、苦情等の申出があった場合において、前条各号の規定に該当しないと認めるときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、推進委員が必要があると認めるときは、調査の対象となる者の同意を得て、事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 市は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による調査等（以下「調査等」という。）を拒んではならない。
- 3 市民等は、調査等に協力するよう努めなければならない。
- 4 調査等は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(調査等の中止等)

第27条 推進委員は、調査等を開始した後において、次の各号のいずれかに該当するときは、調査等又は推進委員の措置を中止し、又は終了することができる。

- (1) 第25条各号に掲げる事項に該当するとき。
- (2) 権利侵害による被害が確認できず、又は生じるおそれがないことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調査等又は推進委員の措置を継続することが適当でないと推進委員が認めるとき。

(市に係る苦情等の申出への対応)

第28条 推進委員は、市に係る苦情等の申出があった場合において、調査等の結果、必要があると認めるときは、市長に対し、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 市の施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は権利侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置を採るべき旨を勧告すること。
- (2) 法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策の是正若しくは改善のために必要な措置又は権利侵害による被害を受けた者の救済のために必要な措置を直ちに採ることができないと推進委員が認めるときは、制度改善のための意見の表明を行うこと。
- 2 前項の規定に基づく勧告又は意見の表明は、推進委員の合議を要し、かつ、権利侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。
- 3 市長は、推進委員から第1項の規定に基づき勧告を受け、又は意見が表明されたときは、当該勧告又は意見を尊重しなければならない。
- 4 市長は、第1項第1号の規定に基づく勧告を受けたときは、当該勧告に対して市が採った措置について推進委員に報告しなければならない。
- 5 推進委員は、市長から前項の規定による報告を受けたときは、第1項第1号の規定に基づく勧告及び当該報告の内容を公表するものとする。
- 6 前項の規定による公表の実施については、権利侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

(市以外の者に係る救済の申出への対応)

第29条 推進委員は、救済の申出（市に係るものを除く。）があった場合において、調査等の結果、権利侵害に係る状況があると認めるときは、次に掲げる措置を採ることができる。

- (1) 権利侵害による被害を受けた者を救済するための必要な助言その他の調整を行うこと。
- (2) 前号の規定に基づく助言その他の調整を行った場合において、権利侵害に係る状況が改善されていないと認められるときは、権利侵害による被害を与えたとされる者（以下「相手方」という。）に対し、当該権利侵害に係る状況の改善を求めるための意見の表明を行うこと。
- (3) 前号の規定に基づく意見の表明を行った場合において、権利侵害に係る状況が継続し、かつ、悪質であると認められるときは、相手方に対し、当該権利侵害に係る状況を是正するための措置を採るべき旨を要請すること。
- 2 前項第2号の規定に基づく意見の表明又は同項第3号の規定に基づく要請を受けた相手方又はその代理人は、これらについて弁明をすることができる。
- 3 推進委員は、第1項第3号の規定に基づく要請及び前項の規定に基づく弁明を総合的に勘案の上、当該権利侵害の事実の存在又はその改善の状況について調査を行うものとする。この場合においては、第26条の規定を準用する。
- 4 推進委員は、前項の調査の結果、権利侵害に係る状況が継続し、かつ、悪質であると認められるときは、市長に対し、権利侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。
- 5 市長は、推進委員から前項の規定に基づく公表の求めが行われた場合は、当該公表の求めに係る事実が証拠等により事実であることが明白であり、かつ、重大な権利侵害を生じさせると認めるときは、当該権利侵害に係る状況について公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該公表に係る相手方又はその代理人に意見を述べる機会を付与しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定に基づく公表を行ったときは、推進委員に対し、その内容を通知しなければならない。
- 7 第1項の規定に基づく措置及び第4項の規定に基づく公表の求めの実施は、推進委員の合議を要し、かつ、権利侵害による被害を受けた者からの同意を得なければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第30条 推進委員は、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案について、調査等を行い、必要な措置を採ることができる。この場合においては、第26条から前条までの規定を準用する。

(個人情報等の保護)

第31条 第28条第5項及び第29条第5項（前条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

（措置の経過及び結果の通知）

第32条 推進委員は、第28条から前条までの規定により、意見を表明し、勧告し、助言その他の調整を行い、是正を要請し、若しくは市長に対して公表を求め、又は市長から報告を受け、若しくは市長からの通知があったときは、苦情等の申出を行った者（苦情等の申出を行った者が、権利侵害により被害を受けた者以外の者である場合にあっては、それぞれの者）に対して、その旨を通知するものとする。

（職務の遂行）

第33条 推進委員は、公正かつ迅速にその職務を遂行しなければならない。

2 推進委員は、その職務の公正な遂行に支障を生ずるおそれのある苦情等の申出についての措置に関与することができない。

（兼職の禁止）

第34条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

（政治的行為の制限）

第35条 推進委員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はその職務上の地位をこれらの団体若しくは政治的目的のために利用してはならない。

（解職の制限）

第36条 市長は、推進委員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、又は推進委員に職務上の義務違反その他推進委員としてふさわしくない行為があると明白に認められるときでなければ、その職を解くことができない。

（守秘義務）

第37条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5章 大分市男女共同参画審議会

（大分市男女共同参画審議会）

第38条 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を調査し、及び審議するため、大分市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) この条例の規定によりその意見を聴くこととされた事項
- (2) 大分市男女共同参画基本計画の実施状況に関する事項
- (3) その他男女共同参画の推進に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、大分市男女共同参画基本計画の実施状況その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者その他市長が適当であると認める者のうちから市長が委嘱する。

5 男女のいずれか一方の性に係る委員の数は、委員の総数の10分の4未満であつてはならない。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

（委任）

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画であつて、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第12条第1項の規定により策定された大分市男女共同参画基本計画とみなす。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正 平成一一年一月二二日同第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**(男女共同参画基本計画)**

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)
最終改正 令和元年六月五日同第二四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則のっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表

しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（令元法二四・一部改正）

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（令元法二四・一部改正）

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しよう

とする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正）

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法二四・旧第十三条線下）

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法二四・旧第十四条線下）

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条線下）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人をを超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条線下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

い。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四条線下)

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五条線下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加・一部改正)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条線下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条線下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（令元法二四・一部改正）

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和三十二年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日法律第二十八号)
最終改正 令和三年六月一六日法律第六七号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(令三法六七・一部改正)

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(令三法六七・一部改正)

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(令三法六七・一部改正)

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(令三法六七・旧第五条線下・一部改正)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令三法六七・旧第六条線下・一部改正)

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(令三法六七・旧第七条線下・一部改正)

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・追加)

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第八条線下・一部改正)

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(令三法六七・旧第九条線下・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正 令和元年六月二六日同第四六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村にお

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

る配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

（平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（平一六法六四・平一九法一一三・令元法四六・一部改正）

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（平一六法六四・一部改正）

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（平一六法六四・一部改正）

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の

保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第四百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・令元法四六・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他の通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこ

と。

- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）^{しゅう}、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（平一六法六四・平一九法一一三・一部改正）

（迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたときは又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対す

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

る暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

(昭和六十年七月一日条約第七号)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約をここに公布する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確信し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実質的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。
このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投げられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従つて行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなつた場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二條

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三條

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四條

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五條

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行ふ。

第二十六條

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七條

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八條

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九條

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十條

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に効力発生)

3 男女共同参画関連用語

「男女共同参画社会」を推進する上で知っておいていただきたい用語の主なものを掲載します。

あ 行

●アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

●アンパイドワーク

家事、育児、介護、看護等の無償労働のことをいいます。こうした無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状ですが、男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことが重要です。

●育児・介護休業法

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

育児・介護休業法は、労働者が申出を行うことによって育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律です。

●イクボス

職場で共に働く部下・スタッフの仕事と生活の両立を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らが仕事と私生活を楽しむことができる上司（男女を問わず、経営者・管理職）のことです。

●イクメン

積極的に子育てを行う男性や、育児を楽しみ自らが成長しようとする男性、または将来的にそうありたいと考えている男性のことです。育児休暇・育児休業を申請・取得した男性のみでなく、子育てする男性すべてを表す意味でも使われるようになっていきます。

●SDGs（持続可能な開発目標）

平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。

「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定しております。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

●M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられています。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつあります。

●エンパワーメント

力をつけることを意味し、女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つことを意味します。

か 行

●家族経営協定

家族経営が中心の農業において、家族一人一人の役割と責任を明確化し、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族みんなが話し合っただけで農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるものです。

●ガラスの天井

表面的には平等に見えながら、女性の能力開発を妨げ、管理職への昇進や、意思決定の場への登用を阻害している「見えない障壁」があることをいいます。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

さ 行

●ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような社会的・文化的に形成された性別をジェンダー（gender）といいます。

●ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

各国における男女格差を示す指数で、世界経済フォーラムが毎年公表しており、この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

●女子差別撤廃条約

（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効し、我が国は昭和60年（1985年）に批准しました。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。

●女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とした運動です。

●性的少数者（セクシュアルマイノリティ）

出生時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人や、様々な性的指向（どの性別を性愛の対象とするか）をもつ人々などの総称です。

●世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国際連合主催の元に関われる会議のことで、1975年を「国際婦人年」と決議して以降、4回開催されています。第1回の世界女性会議は1975年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」が採択されました。

また、国連は翌1976年～1985年を「国連婦人の十年」とし、世界共通の目標に向け各国内の諸制度や慣習の改善、法律整備への取り組みが始まりました。

「国連婦人の十年」の中間年の1980年には、コペンハーゲンで第2回世界女性会議が開かれ、「女性差別撤廃条約」の署名批准が行われました。

「国連婦人の十年」の最終年に当たる1985年には、ナイロビで第3回世界会議が開かれ、西暦2000年に向けての「女性の地位向上のための将来戦略」が採択され、各国での履行の報告が義務付けられました。

第4回世界女性会議は1995年に北京で開催され、貧困、

教育などの12分野に関する「行動綱領」と、「北京宣言」が採択されました。

●選択的夫婦別姓

夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度で、一般に「選択的夫婦別姓制度」と呼ばれています。

現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のお互い一方が、必ず姓を改めなければなりません。そして、現実には、男性の姓を選び、女性が姓を改める例が圧倒的多数です。ところが、女性の社会進出等に伴い、改姓による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見があります。

た 行

●ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

●DV（ドメスティック・バイオレンス）

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。

●デートDV

交際相手からの暴力のことをいいます。デートDVは大人だけでなく、大学生や高校生などの若い人の間でもおこります。暴力は「殴る」「蹴る」といったような身体的暴力だけでなく、「外出をさせない」「無視する」「暴言をまく」「望まない性行為を強要する」などさまざまな暴力があり、相手を思い通りに支配しコントロールする行為です。

●ダブルケア

子育てと親の介護の時期が重なり、これらを同時に行うことです。ダブルケアを行う人（主に女性）の身体的・精神的負担が大きいことが問題となっています。

●男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

●男女共同参画週間

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

●男女雇用機会均等法

労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮し、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とした法律です。性別を理由とする差別の禁止、間接差別の禁止、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策等が講じられています。

は 行

●パープルリボン

暴力の被害者にとって世界をより安全なものとするを目的として、1994年、アメリカでレイプや虐待のサバイバー（事件や事故、災害などに遭いながら生き延びた人）らによって結成されたプロジェクトから、パープルリボンの運動が始まりました。

現在、40か国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力根絶運動」のシンボルとして使われています。

●ハラスメント

さまざまな場面での嫌がらせやいじめのことです。自分ではハラスメントではないと思っても、相手がハラスメントと感じたら、ハラスメントと判断されてしまいます。男女共同参画社会の妨げとなるハラスメントとしては、主に次の3つがあげられます。

（1）セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、性的な言動への対応によって、労働条件に不利益を受ける「対価型」と、就業環境が害される「環境型」があります。

（2）マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味することばです。

（3）パタニティ・ハラスメント

パタニティは、英語で父性を意味し、育児休暇や育児のための短時間勤務、フレックス勤務などを申し出る男性に対し、職場の上司や同僚がその機会や権利を侵害する言動に及ぶことを言います。

事業主には、嫌がらせ等の防止措置と育児休業等の取得を理由とする「不利益取扱い」の禁止が法律で定められています。

●ポジティブアクション（積極的改善措置）

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

ポジティブアクションの方式には、次の3通りの方法があります。

（1）指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などを設定する方式（クオータ制）

性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法等

（2）ゴール・アンド・タイムテーブル方式

指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法

（3）基盤整備を推進する方式

研修の機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画の拡大を図るための基盤整備を推進する手法

ま 行

●面前DV

子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうことです。面前DVは子どもへの心理的虐待にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあります。

ら 行

●リプロダクティブ・ヘルス

これまで、妊娠や出産に限られがちだった従来の女性の健康についての考えを、月経、避妊、中絶、不妊、子育て、更年期障害、性感染症などの面から捉え、女性が生涯にわたって自分の健康を主体的に確保することをめざそうとするもので、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つこと、また、これらに関連して思春期や更年期における健康上の問題等障害を通じての性と生殖に関する課題が含まれています。

そして、このようなリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利がリプロダクティブ・ヘルス/ライツであり、1994年にカイロで開催された国連の国際人口・開発会議において提唱され、基本的人権としての確立が求められています。

わ 行

●ワーク・ライフ・バランス

働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった仕事以外の生活との調和をとり、その両方を実現させる働き方、生き方のことをいいます。

第4次おおいた男女共同参画推進プラン

令和4(2022)年3月

発 行 大分市 市民部 生活安全・男女共同参画課
男女共同参画センター（たぴねず）
〒870-0021 大分市府内町1丁目5番38号
コンパルホール2階
TEL(097)574-5577 FAX(097)537-3666

